

見守り支え合い要綱



栃原区自治会

E-Mail:tochiharaku@gmail.com

URL:<http://www.tochihara-kakinosato.com>

防災について

災害はいつ発生するかわかりません。万が一の場合に備え、日頃から各家庭においても、必要最小限度の準備をしておくことが大切です。

災害用伝言板一覧

- ・火気の点検、電気、ガス、石油機器の安全装置の確認
- ・家族の連絡方法
- ・壇や壁の補強、家具などの転倒・落下の防止策
- ・非常用品や避難時の持ち物、避難場所や順路の確認など

家庭内で防災会議

災害に備えて、ふだんから家庭内で、役割や心構えなどについて話し合っておきましょう。

- ・家の中で安全な場所はどこか
- ・応急手当の知識を身につける
- ・消火器具などの安全点検
- ・火気器具などの安全点検
- ・避難場所、避難道路の確認
- ・家族の役割分担
- ・万が一の際の家族との連絡方法や集合場所
- ・非常持ち出し品の点検、置き場所の確認

万が一災害が発生し避難する場合には、安全のため持ち物は最小限にしましょう。そして、必要最低限のものをまとめた非常用品を、すぐに持ち出せるよう所定の場所に用意しておきましょう。

- ・飲料水（1人1日3リットル）
- ・食料（家族全員3日分）

※食料および飲料水は家族全員3日分が必要です。栃原区自治会にも緊急米500食、飲料水500本(500cc)用意しております。

- ・救急医薬品類（消毒薬、きず薬、ガーゼ、脱脂綿、包帯、常備薬など）

- ・予備電池（携帯電話、携帯ラジオ、懐中電灯等）

※栃原区自治会には予備電源として大型発電機、又各家庭には太陽光で携帯電話等充電できるランタンを配布済み。

- ・現金、保険証、預金通帳、印鑑、証明書類等

- ・下着類、タオル、ティッシュ、予備メガネなど。

その上で、影響や被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、事態の早期復旧などの対策を講じる。

災害時見守り組織図(別紙)

緊急時の体制

大規模災害など緊急事態発生時には、担当部門が各事業分野における影響や被害の情報収集・分析を行います。その上で、影響や被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、事態の早期復旧などの対策を講じます。尚、大型バックホー2台を自治会で保有し、災害時その復旧に最優先で使用可能(運転については建設機械等使用免許受講済み者に限る)

火災時の体制

火災時等については下市町消防第6分団と協力し対応する。次に栃原地域は急峻な中山間地に位置する為、防火用水が不足しているため、平成32年度から2カ年計画で、一の木ダムより農業用水(防火用水)配水事業を計画。

災害時見守り支え合い要綱

1、要援護者の範囲

- ・高齢の方
- ・一人暮らしの方(年齢を問わず)
- ・車椅子が必要な方及び障碍のおもちの方
- ・一人では移動できない方などで、災害時に援護を希望される方。

2、援護内容

大規模災害発生時、自治会長は自分の安全を確保の上で直ちに本部を立ち上げるとともに、垣内評議員、及び支援者に対象者の安否確認を要請し報告を求める。一方垣内評議員は要請の有無にかかわらず対象者の安否確認に勤め報告する。その報告に応じ、地域住民の支援、消防等の公助の要請を行う。

3、情報管理

情報カードは自治会長・副会長・民生児童委員及び下市消防第6分団長のみが保管・更新するものとする。但し、地域支援者(評議員)には必要な情報(担当する方の名前・支援内容)を提供する。

4、地域支援者

会長は、副会長、民生児童委員及び下市消防第6分団長と協議して要援護者の近隣の方2~3名を地域支援者として指定し、実際の支援活動を要請します。その決定に当たっては担当垣内の評議員・隣組長の意見を聴取する。なお要援護者の希望があればそれも聴き取る。

5、避難所

大規模災害発生及び災害が予想される時は、要援護者を一時的に農村集落センター及び憩いの家に避難誘導する。

6、調査方法

この希望調査は、各垣内評議員が戸別に案内状を配り、必要な方に「見守り制度要援護者カード」を配布する。援護を希望される方は「カード」に必要事項を記入の上、封筒に「カード」を入れて封緘をして評議員に渡す。評議員はその封筒を自治会長に届ける。この調査後自治会長は定例評議員会に図り具体的に地域支援者を決めて、この制度をスタートさせる。

見守り支え合い要援護者カード

板原区自治会

作成日 年 月 日

	要援護者	備 考(世帯主・家族)
氏 名		
住 所		
自宅電話		
生年月日		
居住形態		
要援護内容		
緊急連絡先		
主治医・掛かりつけの病院		
車椅子の要否		
同意署名欄		

- 1、生年月日 生年月日はかかりつけの病院等すぐに本人の確認を行うために必要です
- 2、備考欄は世帯主名、家族名など
- 3、居住形態は独居か昼間独居及び入院中などを記入
- 4、要援護内容は介護度、高年齢、障碍、疾病内容などを記入
- 5、緊急連絡先は子供、親戚、知人等でもっとも連絡しやすい人を記入
- 6、車椅子の要否は車椅子がなければ移動できないかどうか記入
- 7、同意署名欄は本人が署名。出来ないときは家族が署名

この情報は自治会長・副会長・民生児童委員限とし、自治会長が保管する

災害時要援護者調査票

調査年月日(年 月 日)

氏名		生年月日	(歳)
住所		電話番号	
(垣内、隣組)		家族構成	
世帯主		身体の状況	介護の必要性 有 無
緊急時の家族等への連絡先			日中介助者 有 無
氏名	(続柄)		障碍者の種別 (上肢/下肢/視覚/聴覚/体幹)
電話番号			その他()

【下記の質問にお答え下さい】

問1 災害時に避難の助けや安否確認をしてくれる人が身近にいますか?

- はい
- いいえ

「はい」とお答えいただいた方へお聞きします。 その方はどなたですか?

()

問2 避難勧告が出た場合、避難ができますか?

- 避難に何らかの支援が必要
必要となる時間帯(日中・終日・夜間・その他【 】)
- 自力で避難できる

問3 災害時の救援に役立てるこの調査内容を、栃原区自治会災害時住民支え合いマップにて自治会内で情報を共有することに同意できますか。

- 同意できない
- 同意する ※同意いただける場合は、以下に署名をお願いします。

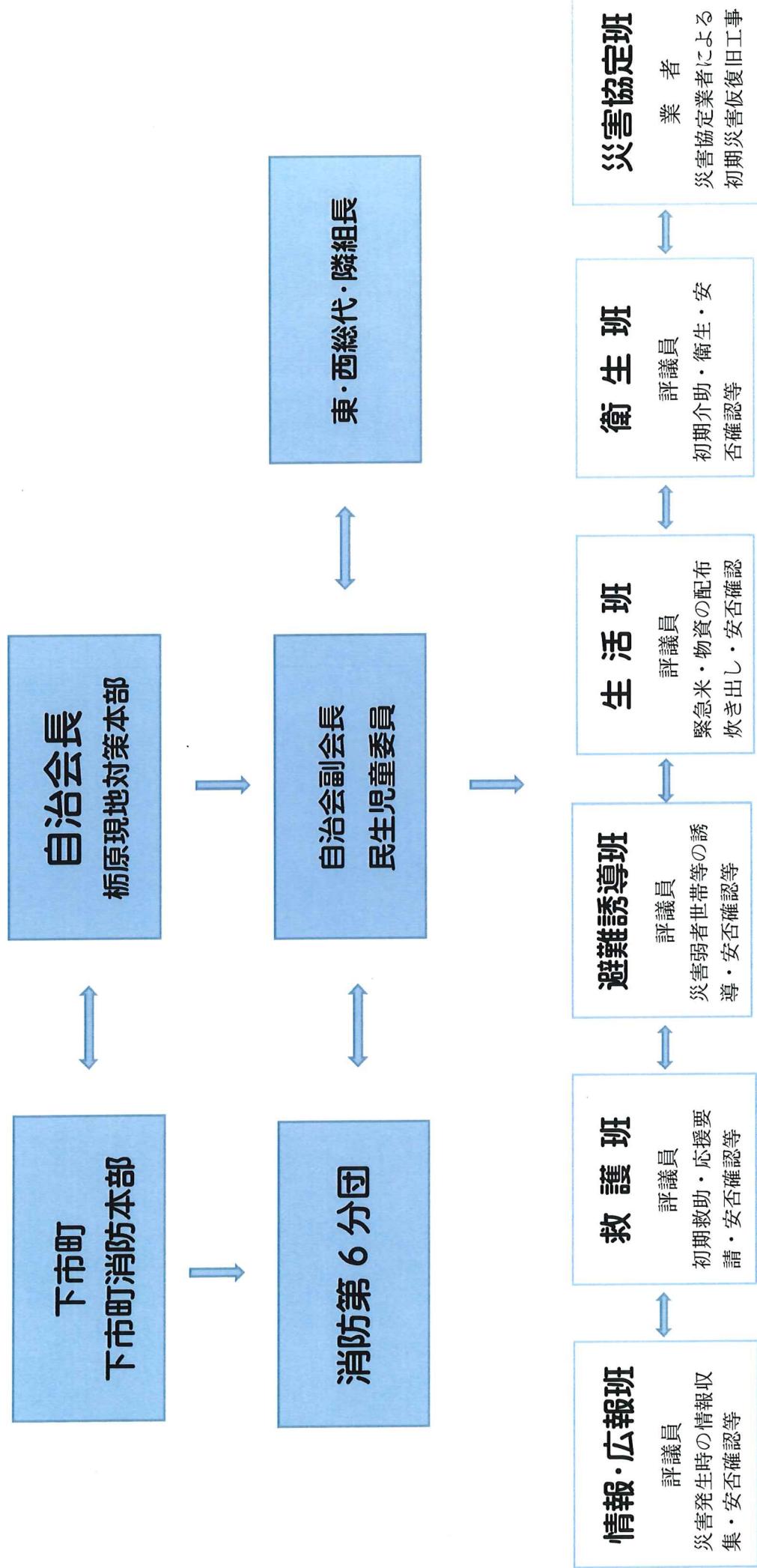
氏名

印

① この調査の取扱いは、当事者のプライバシーを尊重し、記載内容を絶対に関係機関以外には出しません。

② 調査に関するお問い合わせは、栃原区自治会長までご連絡下さい。

災害時見守り組織図



回覧

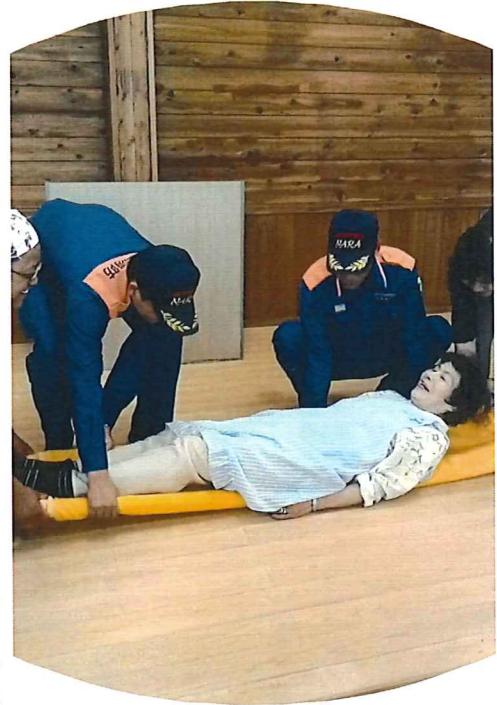
災害時住民支え合い



マップづくり

栄原区自治会では、災害に強い栄原づくりを目指し、災害発生時に高齢者・障碍者等のいわゆる災害弱者に対する安否確認や迅速な避難支援を行うための備えとして災害時住民支え合いマップづくりに取り組むこととなりました。

災害時住民支え合いマップは、災害時はもとより地域の高齢者等への見守りなどの地域福祉活動に役立てるもので災害弱者等の方を対象に作成します。マップの作成にあたっては個人情報の扱いには十分注意し、地区内の災害弱者等の世帯へ、評議員や民生児童委員等が災害時に支援を必要とするかどうかのお伺いに行きますので、御協力をお願い致します。



～栄原区自治会～

E-Mail:tochiharaku@gmail.com

:URL:<http://www.tochihara-kakinosato.com>



緊急無線広報システム 各家庭に設置



緊急米



大型バックホー PC-30 2台 自治会で所有





太陽光
充電ランタン
各家庭に配備



大型発電機
5kWまで発電可

